

一般競争入札公告

社会福祉法人 和光会が発注する「社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム和光苑
発電機非常用系統増設更新工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

令和7年10月20日

社会福祉法人 和光会

理事長 窪田 学

1. 工事の概要等

- (1) 工事名称 社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム和光苑
発電機非常用系統増設更新工事
- (2) 工事場所 愛媛県松山市井門町 1099 番地
- (3) 工事内容 非常用発電機の更新および付帯工事一式
- (4) 工期着工 契約締結日
完成引渡 令和8年2月18日(水)

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 12,000,000 円 (消費税等を含まない)
- (3) 最低制限価格 有(非公開)
- (4) 入札保証金 無(免除)
- (5) 契約保証金 無(免除)

3. 一般競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建築業法に基づく建築工事業の許可(電気もしくは管)を受けた者
- (3) 入札参加募集要項の公告の日から入札を実施する日までの期間で、建築業法による
営業停止などの処分を受けていない者
- (4) 入札の参加者は、発注者の理事が役員をしている企業でないこと
- (5) 発注者と資本または人事面で関連がない者

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

(1) 受付期間 公告日から 令和7年10月31日(金)12時まで

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)

イ 会社案内・会社経歴書

ウ 建設許可証の写し

※上記様式の書類は、下記問い合わせ先に電子メールにて請求すること。

件名は「入札参加資格等確認書類送付希望」とする。

(3) 提出方法

下記問い合わせ先に連絡の上、持参又は郵送でも可(上記締切日必着)

持参する場合は、事前に連絡の上、指定された日時に持参すること。

なお、提出書類は返却しない。

(4) 提出・問い合わせ先

社会福祉法人 和光会 特別養護老人ホーム和光苑

〒791-1114 愛媛県松山市井門町1099番地

電話：089-969-0001 E-mail：wakouen@shirt.ocn.ne.jp

担当者：事務長 小村

※問い合わせ時間は、9時から16時までとする。(土日祝日を除く)

5. 一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書の配布

(1) 入札参加資格等確認審査後、令和7年11月5日(水)までに全ての業者に参可資格の有無について、書類郵送およびメールで通知する。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札等書式、図書・仕様書」を配布する。

なお、現場説明会は行わない。現地調査を希望する場合は必ず事前に連絡し、指定された日時に行うこと。

(3) 配布した設計図書等は、見積作成以外には使用しないこと。

(4) 設計図書等に質疑がある場合は下記期日までに下記メールアドレスへ送付する事。

① 質疑期限 令和7年 11月7日(金)16時まで

② 回答期限 令和7年 11月11日(火)までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

③ 連絡先：特別養護老人ホーム和光苑 事務長 小村

電話：089-969-0001 E-mail：wakouen@shirt.ocn.ne.jp

6. 入札日程等

- (1) 公告日：令和7年 10月20日(月)
- (2) 参加資格申請締切日時：令和7年 10月31日(金) 12時までに必着
- (3) 参加資格通知日：令和7年 11月5日(水) 書類郵送およびメールにて行う
- (4) 設計図書等配布日：令和7年 11月5日(水) 書類郵送およびメールにて行う
- (5) 質疑書締切日：令和7年 11月7日(金) 16時までに必着

(6) 入札日等

- ① 開札日時：令和7年 11月19日(水) 10時
- ② 入札場所：特別養護老人ホーム和光苑
- ③ 入札方法：原則、郵送入札とする(※持参も可)
- ④ 入札書送付先：特別養護老人ホーム和光苑 事務長 小村

(〒791-1114 愛媛県松山市井門町 1099 番地)

- ⑤ 提出期限：令和7年 11月18日(火) 17時までに必着とする。

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 入札参加者は、入札金額見積内訳書を提出すること。
- (4) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に押印がない入札書によるもの
 - ② 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - ③ 入札に参加する資格のない者がしたもの
 - ④ 記載すべき事項の記入がない入札書または記入した事項が明らかなでない入札書
 - ⑤ 押印された印影が明らかなでない入札書
 - ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (5) 予定価格を事前公表するため、入札回数は1回とする。一回の入札で成立しなければ、日を改めて入札やり直しとする。

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は再度入札を実施する。再度入札は2回までとする。
ただし、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は当該入札のみとし、その後の再度入札は行わない。
なお前回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは交渉による随意契約を行う。最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。
- (4) 随意交渉の際に予定価格その他の入札条件の変更は認めない。
- (5) 2回目の入札における落札者、又は落札者がいない場合における随意契約を締結することとされた者は、請負金額に基づく入札金額見積内訳書を後日提出する。
- (6) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は棒引きとする。)

9. 契約方法

- (1) 工事請負契約に関する細目は別途落札者と発注者で取り決める。
- (2) 契約の履行については、発注者及び工事管理者の指示に従う。
- (3) 一括下請契約を行わないこと。
- (4) 工事代金の支払時期に関しては、工事請負契約時に別途落札者と発注者で取り決める。
- (5) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

10. その他

- (1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。
- (2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、松山市等による検査のために必要な書類の作成に協力するものとする。